

令和8年度 松山市障がい者北部地域相談支援センター 事業計画

1. 目的

障がい種別に関わらず全ての人たちが地域の中で安全で安心していきいきと暮らせるよう専門的・総合的なワンストップの相談支援体制を確保するとともに、相談利用者が希望する自立した社会生活を営むことが出来るようニーズを的確に把握し適切な支援を行なうことを目的とします。

2. 基本方針

地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のため関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

3. 事業所の重点目標

①本人中心支援

利用者本人の尊厳が保持され自己決定に基づいた生活が送れるように、利用者の障がいの程度や心身の状況、置かれている環境等に配慮し、「問題解決型支援」だけでなく「伴走型支援」が行えるよう、センター内会議で支援の方向性を定めた上で対応して参ります。

加えて支援が長期化する場合は、個別支援計画の作成とモニタリングを実施し明確な目的を持って支援を行えるように努めます。

②業務の確認及び課題の解決

適宜日常業務のあり方について確認・検討し、改善が必要な場合はそれに伴うマニュアル等の整備及び見直しを行います。また、日頃よりリスクマネジャーを中心にヒヤリハット報告書が提出しやすい環境づくりを行うと共に、ヒヤリハット・事故報告書から見えてきた課題については対応策を検討し、再発防止に努めます。

③災害時の支援

災害時の対応に備え、随時災害時対応マニュアルや「緊急連絡先一覧表」の見直しを行うと共に、個別に電話以外の連絡方法も確保し、災害時に速やかに安否確認がとれる体制を整えます。また、該当利用者に対しては「避難行動要支援者支援制度」についての説明や「個別避難計画」等の作成を勧め、ご本人・ご家族から依頼された場合には計画作成の支援を行い、一緒に避難場所や避難方法等の確認を進めて参ります。

④相談支援専門員の質の向上及び相談支援体制の強化

相談支援専門員の質の向上と相談支援体制の強化を図るため、総合支援協議会の相談支援部会と連携し、グループスーパービジョン（GSV）や相談支援事業所連絡会・勉強会を定期的に開催します。また、センター職員が積極的にファシリテーターの役割を担うことで、その技術の向上を図ります。

さらに、初任者研修及び現任研修のインターバル（実地研修）の受入れを通じて相談支援専門員の育成に取り組むとともに、スーパーバイズが可能なセンター職員の育成を目指します。あわせて、基幹相談支援センターと連携しながら地域における相談支援体制の充実を図り、相談支援専門員のバーンアウト防止にも配慮した体制づくりに寄与します。

⑤ 困難事例及び地域課題への取り組み

社会情勢や家庭環境の変化、利用者ニーズの多様化に伴う地域課題に対応するため、必要に応じて重層的支援会議等を活用しながら、関係機関との連携・協働を図り、地域における支援体制の充実に努めます。また、松山市ひきこもり支援等プラットフォームに参画し、関係機関との情報共有や連携を通じて、ひきこもり状態にある方やその家族への支援の充実に努めます。さらに、アウトリーチ型の支援を継続的に実施し、本人への支援のきっかけづくりを行うとともに、家族の孤立化の防止に努めます。

⑥ 余暇活動を通じた利用者交流と社会参加の促進

相談利用者が気軽に集まることのできる場を2か月に1回程度設け、余暇活動および社会参加の機会を提供します。これにより、利用者同士の交流を促進するとともに、ピア・カウンセリングの機会を拡大し、相互の支え合いにつながる関係づくりを目指します。

⑦ 地域生活支援拠点等（面的整備型）の充実

地域生活支援拠点等の機能の充実に努めるため、松山市障がい者総合支援協議会への参画を通じ、課題の抽出及び解決に向けて具体的な検討を重ねて参ります。また、各種サービス提供事業者等の関係機関とも有機的な連携を行うよう努めます。

4. 従業者の努力目標

- ① 利用者の声に耳を傾け、誠意と情熱と勇気を持って、より良い支援に努めます。
- ② 中立性と公益性を念頭に置いて、客観的な判断及び公平な支援に努めます。
- ③ 各種関係法令や地域の社会資源を熟知し、本人中心支援に努めます。
- ④ 研修会等への積極的な参加と自己研鑽に努め、いち早い情報の収集と専門職としての資質向上に努めます。
- ⑤ 利用者や家族、地域、各関係機関との信頼ある関わりを深め、連携に努めます。
- ⑥ 協調の精神と和（チームワーク）を大切にし、センター職員間の連携・協力を努めます。

5. 支援の内容

- | | |
|--|---------------------|
| (1) 福祉サービス等の利用援助 | (2) 社会資源を活用するための支援 |
| (3) 社会生活力を高めるための支援 | (4) ピアカウンセリングとの連携 |
| (5) 権利擁護・虐待の防止 | (6) 専門機関等の紹介 |
| (7) 総合的・専門的な相談支援 | (8) 地域の相談支援体制の強化の取組 |
| (9) 障がい者の就労に関すること | |
| (10) 障がい者の孤独死・自殺の防止に関すること（医療連携・健康に関する支援） | |
| (11) 夜間休日等の緊急時におけるコミュニケーション支援の調整に関すること | |
| (12) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する市民等への啓発・情報提供のほか、市と連携し関連施策実施への支援 | |
| (13) その他障がい者の在宅生活を支えるために必要な支援 | |

令和8年度行事計画（案）

行事	北部地域相談支援センター交流会（年1回）
	サロン（2ヶ月に1回）

研 修	知的障害者福祉協会 各種研修への参加	
	相談支援事業及び障害福祉施策に関する研修への参加	
	各種障がい・病気の理解に関する研修（高次脳機能・発達・難病・依存症等）への参加	
	人権擁護に関する研修（虐待防止・差別解消等）への参加	
	困難事例対応に関する研修（行動障害・触法行為・ひきこもり・自殺等）への参加	
	指定特定相談支援事業所とのグループスーパービジョン（GSV）の開催及び参加	
	松山市委託相談支援事業所勉強会の開催及び参加	
会 議	週例	事業所内会議（スタッフ会議・ケース会・事業所内研修会・研修等報告会等）
	定例	松山市委託相談支援事業所連絡会への参加
		松山市障がい者総合支援協議会 相談支援部会等への参加
		松山市相談支援事業所連絡会の開催及び参加
	随時	各種主催研修会及び会議の担当者会の開催及び参加
その他、関係機関等の主催する会議への参加		